

令和3年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議 会議録

- 1 開催日時 令和3年6月30日(水)午後2時00分から午後2時15分まで
- 2 開催場所 鹿沼市役所本館3階特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
杉原 弘修(会長)、直井 勇(副会長)、柏木 敬子、坂井 忍、鈴木 節也
 - (2) 事務局
糸井総務部長、総合政策課/篠原課長、竹澤総務係長、水瀬主任主事、藤江主任主事
- 4 議事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
審査会条例第5条第1項の規定に基づき、委員の互選によって、委員長を杉原氏、副委員長を直井氏とすることに決定した。
 - (2) 令和2年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について
 - ア 事務局の説明
 - (7) 情報公開請求について
 - a 令和2年度の請求件数は44件であり、前年度の69件から25件減少した。減少の理由としては、令和元年度まで情報公開請求により公開をしていた設計書について、市民サービスの向上を目的に令和2年5月から情報提供による公開に変更したことが、挙げられる。
 - b 実施機関別の請求件数は、市長に対する情報公開請求が61件で最も多く、全体の68%を占めている。次いで、教育委員会が14件、議会が7件などとなっている。
 - c 市長に対する情報公開請求の所管部別の請求件数は、リサイクルセンターの図面や指定ごみ袋の仕様などの公開請求のあった環境部が12件と最も多い。
 - d 請求者の区分別の請求件数は、市内に住所を有する者からの請求件数が23件などとなっている一方、請求権を有しない者からの請求が15件となっている。なお、請求権を有しない者とは、主に市外・県外の個人又は法人であり、本市の行政活動とは直接関係を有しない者からも行政情報に対する一定のニーズがあることを伺うことができる。
 - e 請求の内容は、実施機関が締結した契約の内容を確認するため、契約書などの請求が最も多く、全体の63%を占めている。次いで、議会関係が8%、水道事業関係が5%などとなっている。
 - f 請求者の請求目的は、請求者へのヒアリングや請求内容から推察すると、行政運営が適正に行われているかどうかをチェックしようという趣旨のものが48%、行政情報を企業活動等に利用しようという趣旨のものが41%などとなっている。
 - g 決定内容別の決定件数は、請求のあった情報の全てを公開する決定が22件で全体の50%、次いで一部を非公開とする部分公開が19件で43%、全てを非公開とする決定が1件で2%などとなっている。

h 部分公開を含めた非公開理由の内訳について、個人情報が29件で最も多く、次いで法人等のノウハウや内部管理情報に当たる法人等情報が12件、請求された情報が存在しない該当情報不存在が9件などとなっている。

i 審査請求の状況について、令和2年度は、請求者からの不服申立てはなかった。

(イ) 個人情報開示等請求について

a 令和2年度の実施機関別の個人情報開示等の請求件数としては、市長に対してのものが11件、消防長に対してのものが1件であった。なお、市長に対する請求は、全て保健福祉部が所管する情報の開示を求めるものであった。

b 保健福祉部への請求が多い理由としては、介護保険に関する請求が多く見受けられ、これは、保険金等の請求や相続に当たり、亡くなった父母の介護認定に関する情報を必要とするケースが多いからである。

c 請求者区分別の請求件数について、12件の開示請求のうち、本人からの請求が10件、任意代理人からの請求が2件であった。なお、本人のうち、本人の相続人からの請求は9件であった。これは、本市においては死者の個人情報についても保護の対象とする運用を行っているため、相続人が死者の個人情報の開示等を求める場合に、死者の個人情報を相続人自身の個人情報として取り扱い、請求を受けたものである。

(ウ) 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会について

令和2年度は、不服申立て案件はなく、前年度運用状況の報告のため、令和2年11月24日に審査会の会議を開催した。

(エ) 審議会会議の公開について

令和2年度は、76の審議会について、延べ211回の会議が開催され、傍聴人は5人であった。

イ 委員の質疑・意見等

質疑・意見等	事務局の回答
資料2の9ページにある審査会の委員構成において、坂井委員の備考欄に「(元)鹿沼市立さつきが丘中学校」とあるが、これは誤りで、「(元)鹿沼市立さつきが丘小学校」ではないか。	資料を訂正する。
新規委員には、事務局より条例を配付した方がよいのではないか。	新規委員には、条例及びハンドブックを既に配付済みである。

(3) その他（鹿沼市個人情報保護条例及び鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について）

ア 事務局の説明

- a 国において、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、5月12日の国会で可決成立し、同月19日に公布された。この法律の趣旨は、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用を活性化することである。
- b しかし、現状においては、個人情報の取扱いについて、「民間部門」と「公的部門」では、そのルールを定める根拠が異なっている。具体的には、民間部門では、「個人情報保護法」によりルールが定められている一方、「公的部門」では、「国」は「行政機関等個人情報保護法」、「地方自治体」は「それぞれの自治体の条例」によりルールが定められている。
- c このように、ルールを定める根拠が異なっているという現状から、例えば、各種の用語の定義に違いが生じたり、「個人情報」について守るべき決まりごとに違いが生じたりしており、その利活用の妨げになっているという課題がある。
- d このような課題を解決することを目的として、「民間部門」「公的部門」でバラバラだったルールを定める根拠が、「個人情報保護法」という法律に一本化（一元化）されることになった。
- e また、この法律は、規制すべき対象により、施行期日が幾つか分かれているが、地方自治体については、公布から2年以内である令和5年5月19日までの施行となっている。
- f 今後の本市を含む各自治体への影響として、「個人情報」の守るべきルールが、これまでの各自治体の条例から、法律に移されることから、それらのルールを条例から削除することになる。したがって、個人情報保護条例は、残すべき本市独自のルールがあれば、その部分だけを限定して規定するような内容になり、条文の数も減少することになる。
- g また、これと連動して、情報公開条例における「個人情報」の定義についても、改正する必要が生じる。
- h なお、審査会の役割に大きな変更はない予定である。
- i この制度の施行に伴い、情報公開条例と個人情報保護条例の大幅な改正が必要になる。したがって、それぞれの条例改正案ができ次第、この審査会にお示しして、委員各位のご意見をいただきたい。